

重度訪問介護養成者研修（統合課程）情報開示

情報の種類	内容
法人情報	株式会社 土屋 岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階 代表取締役 大山敏之
研修機関情報	土屋ケアカレッジ 札幌教室 〒003-0002 北海道白石区東札幌二条 5 丁目 7-8 3D コート 3A 号室  【理念】「インタラクティブなケアアテンダントの育成とケアサービスの向上」  【学則】別紙の「学則」とおり
研修の概要	【対象】別紙の「学則」とおり 【研修スケジュール】原則として 2 か月以内。 1 日目 9:30~18:50 通信 2 日目 9:00~20:00 通学 3 日目 3.5 時間 介護サービス提供現場での実習 【定員】10 名 【募集時期】年度計画を立案し通年募集とする。締め切りは都度 7 日前とする。 【研修受け入れの流れ】別紙「学則」の通り 【費用】30,000 円（税込み、テキスト含む）
研修カリキュラム	別紙「カリキュラム」のとおり
講師情報	別紙「講師一覧」のとおり
実習施設	別紙「実習施設一覧」のとおり
実績情報	2023 年度 【実施回数】40 回 【参加人数】100 人
連絡先	（お申込み・資料請求先） 土屋ケアカレッジ運営事務局 TEL：050-3138-2024 Mail:college@care-tsuchiya.com Web: https://tcy-carecollege.com

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町192番地2久安セントラルビル2階

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

北海道内に在住、在勤または在住、在勤予定で通学可能なもの

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで
- 4 キャンセルその他 「特定商取引法に基づく表示」によるものとする。  
(ホームページ掲載)

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第8条-1 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

第8条-2 その他の研修概要は別紙「情報開示」のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 札幌教室

実習：別紙「実習先一覧」のとおり

なお、令和2年4月28日付厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）問11」にある通り、当面新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、受講者が一堂に会した講義に代えて、通信の方法による講義にて開催する。具体的にはオンラインシステムであるZoomを使用し、講師と受講生が双方向コミュニケーションが可能な形式にて実施する。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第11条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第12条

1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上（100点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者及び早退者の扱い)

第13条-1 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず欠席の届出をする。

第13条-2 研修を途中半ばにして早退せざるを得なくなった者について第14条のとおりとする。

第13条-3 出欠確認について来校時出席簿への捺印又は記名による記録並びに教室担当者の確認によるものとする。

(補講の取り扱い)

第14条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し振替え補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。

(受講の取り消し)

第15条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第16条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第17条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、北海道が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第18条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第19条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

- ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示  
⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口

電話 050-3138-2024

土屋ケアカレッジ札幌教室

電話 090-9142-3392

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第20条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和3年1月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は令和6年3月1日から施行する。

重度訪問介護従業者養成研修統合課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 11時間 ※ 網掛けになっている教科は、基本研修に相当する講義。		
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）		
(1) 障害者総合支援制度とサービス（1時間）	障害者自立支援制度のサービスの種類、内容、役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者（児）福祉の背景と動向</li> <li>・ 障害者自立支援制度の種類、内容とその役割</li> <li>・ 重度訪問介護の制度とサービス</li> <li>・ 重度訪問介護利用者の障がい・疾病、心理、地域生活、社会参加についての理解</li> </ul>
(2) 居宅介護従業者の職業倫理（1時間）	居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉業務従事者としての倫理</li> <li>・ 居宅介護においてとるべき基本的態度</li> <li>・ 利用者の人権</li> </ul>
2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		
(3) 介護概論（1時間）	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する ・在宅介護の特徴とすすめ方を把握する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護の目的、機能と基本原則</li> <li>・ 介護ニーズと基本的対応</li> <li>・ 福祉用具の基礎知識と活用等についての理解</li> </ul>
3 コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）		
4) コミュニケーション技術	コミュニケーション技術にするについての理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについて理解</li> <li>・ 意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解</li> </ul>

4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義  
① (3時間)

(5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解する</li> <li>・緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸について</li> <li>・呼吸異常時の症状、緊急時対応</li> <li>・人工呼吸器について</li> <li>・人工呼吸器に係る緊急時対応</li> <li>・喀痰吸引概説</li> <li>・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引</li> <li>・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・喀痰吸引の手順、留意点</li> </ul>
---------------------	---	--

5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義  
② (3時間)

(6) 経管栄養の手順と緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解する</li> <li>・緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態の把握</li> <li>・食と排泄（消化）について</li> <li>・経管栄養概説</li> <li>・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養</li> <li>・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・経管栄養の手順、留意点</li> </ul>
--------------------	---	--

II 演習 1時間  
※ 網掛けになっている教科は、基本研修に相当する演習。

(1) 喀痰吸引等に関する演習 (1時間)

1 喀痰吸引等に関する演習 (1時間)	喀痰吸引等の手順を習得する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引 (口腔内)</li> <li>・喀痰吸引 (鼻腔内)</li> <li>・喀痰吸引 (気管カニューレ内部)</li> <li>・経管栄養 (胃ろう・腸ろう)</li> <li>・経管栄養 (経鼻)</li> </ul>
---------------------	---------------	--

Ⅲ 実習 8. 5 時間		
1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（3 時間）		
(1) 基本介護技術 （1. 5 時間）	基本的な介護技術 と介護の際に留意 する事項について 理解する	・重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解
(2) 重度の肢体不 自由者コミュニケ ーションの方法 （1. 5 時間）	コミュニケーショ ンの方法等につい て理解する	・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解 ・基本介護技術を含めて、1. 5 時間のうち 0. 7 5 時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる
2 外出時の介護技術に関する実習（2 時間）		
(3) 外出介護技術 （2 時間）	外出時の付き添い 方法及び介護の際 に留意する事項に ついての理解する	・外出時の付き添い方法についての理解する ・介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・2 時間のうち 1 時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる
3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3. 5 時間）		
(4) 介護実習	重度の肢体不自由 者の介護方法につ いて理解する	指定重度訪問介護における実習 ・重度の肢体不自由者の介護を体験する。 ・在宅等で生活する障害程度区分 5 又は 6 である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（1 か所以上）で実習を行うこと

## 添付3号様式

## 講 師 一 覧

講師調書 番 号	氏 名	担当教科	資 格 名	専兼別	備 考
2	原理恵 (旧姓：吉岡)	1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義(1) 障害者総合支援制度とサービス(2) 居宅介護従業者の職業倫理 2 基礎的な介護技術に関する講義(3) 介護概論 3 コミュニケーションの技術に関する講義(4) コミュニケーション技術	介護福祉士	専任	
3	宮本武尊	1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義(1) 障害者総合支援制度とサービス(2) 居宅介護従業者の職業倫理 2 基礎的な介護技術に関する講義(3) 介護概論 3 コミュニケーションの技術に関する講義(4) コミュニケーション技術	介護福祉士	専任	
4	湯田佐和子	4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① (5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等 5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② (6) 経管栄養の手順と緊急時の対応 1 喀痰吸引等に関する演習 (1) 喀痰吸引等に関する	看護師	専任	

		演習			
5	三浦耕太	1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（1）基本介護技術（2）重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術 2 外出時の介護技術に関する実習（3）外出介護技術 3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（4）介護実習	介護福祉士	専任	
7	椋木慎也	4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① （5）喀痰吸引の手順と緊急時の対応等 5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② （6）経管栄養の手順と緊急時の対応 1 喀痰吸引等に関する演習 （1）喀痰吸引等に関する演習	看護師	兼任	
8	熊谷真代	1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（1）基本介護技術（2）重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術 2 外出時の介護技術に関する実習（3）外出介護技術 3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（4）介護実習	介護福祉士	専任	

10	齊藤みさを	<p>4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①  (5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等</p> <p>5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②  (6) 経管栄養の手順と緊急時の対応</p> <p>1 喀痰吸引等に関する演習  (1) 喀痰吸引等に関する演習</p>	看護師	専任	
12	加納康行	<p>1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 (1) 基本介護技術 (2) 重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術</p> <p>2 外出時の介護技術に関する実習 (3) 外出介護技術</p> <p>3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (4) 介護実習</p>	介護福祉士	専任	
13	長谷川信子	<p>4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①  (5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等</p> <p>5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②  (6) 経管栄養の手順と緊急時の対応</p> <p>1 喀痰吸引等に関する演習  (1) 喀痰吸引等に関する演習</p>	看護師	専任	

14	辻百合香	<p>4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①  (5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等</p> <p>5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②  (6) 経管栄養の手順と緊急時の対応</p> <p>1 喀痰吸引等に関する演習  (1) 喀痰吸引等に関する演習</p>	看護師	専任	
15	角南成禅	<p>1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義(1) 障害者総合支援制度とサービス(2) 居宅介護従業者の職業倫理 2 基礎的な介護技術に関する講義(3) 介護概論</p> <p>3 コミュニケーションの技術に関する講義(4) コミュニケーション技術</p>	介護福祉士	専任	
16	伊藤辰也	<p>1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義(1) 障害者総合支援制度とサービス(2) 居宅介護従業者の職業倫理 2 基礎的な介護技術に関する講義(3) 介護概論</p> <p>3 コミュニケーションの技術に関する講義(4) コミュニケーション技術</p>	介護福祉士	専任	

17	坂本 都	<p>4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①  (5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等</p> <p>5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②  (6) 経管栄養の手順と緊急時の対応</p> <p>1 喀痰吸引等に関する演習  (1) 喀痰吸引等に関する演習</p>	看護師	専任	
19	新津亜矢	<p>4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①  (5) 喀痰吸引の手順と緊急時の対応等</p> <p>5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②  (6) 経管栄養の手順と緊急時の対応</p> <p>1 喀痰吸引等に関する演習  (1) 喀痰吸引等に関する演習</p>	看護師	専任	

添付5号様式

実 習 施 設 一 覧

研 修 課 程 重度訪問介護従事者養成研修統合課程

事業所の所在地 北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7-8  
3Dコート3A号室

【実習教科名：Ⅲ1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習】

承諾書 番 号	施 設 名	郵便 番号	住 所	電 話 番 号	設 置 者 名	実 習 指 導 者		
						氏 名	経験年数	主な資格等
1	ホームケア土屋札幌	062-0933	北海道札幌市豊平区平岸3条8丁目7-3 KYビル2F	050-3138-2312	株式会社土屋	三浦耕太	20	介護福祉士
6	ホームケア土屋白石	003-012	北海道札幌市白石区中央2条6丁目1-38 SOC白石ビル3F-AB号室	050-3171-8120	株式会社土屋	熊谷真代	19	介護福祉士
7	土屋ケアカレッジ札幌教室	003-002	北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7-8 3Dコート3階 4階	050-3138-2024	株式会社土屋	加納康行	10	介護福祉士

注1 この様式は、実習教科ごとに作成すること。障害者居宅介護従業者基礎研修課程の実習の場合には、「指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学（居宅介護同行訪問見学）」と「指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学（指定生活介護見学）」に分けて作成すること。

2 「設置者名」は、施設長名ではないこと。 例 社会福祉法人〇〇会 障害者支援施設△△荘 → 設置者は〇〇会となる。

添付5号様式

実 習 施 設 一 覧

研 修 課 程 重度訪問介護従事者養成研修統合課程

事業所の所在地 北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7-8  
3Dコート3A号室

【実習教科名：Ⅲ2 外出時の介護技術に関する実習】

承諾書 番号	施 設 名	郵便 番号	住 所	電 話 番 号	設 置 者 名	実 習 指 導 者		
						氏 名	経験年数	主な資格等
1	ホームケア土屋札幌	062-0933	北海道札幌市豊平区平岸3条8丁目7-3 KYビル2F	050-3138-2312	株式会社土屋	三浦耕太	20	介護福祉士
6	ホームケア土屋白石	003-0012	北海道札幌市白石区中央2条6丁目1-38 SOC白石ビル3F-AB号室	050-3171-8120	株式会社土屋	熊谷真代	19	介護福祉士
7	土屋ケアカレッジ札幌教室	003-0002	北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7-8 3Dコート3階 4階	050-3138-2024	株式会社土屋	加納康行	10	介護福祉士

注1 この様式は、実習教科ごとに作成すること。障害者居宅介護従業者基礎研修課程の実習の場合には、「指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学（居宅介護同行訪問見学）」と「指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学（指定生活介護見学）」に分けて作成すること。

2 「設置者名」は、施設長名ではないこと。 例 社会福祉法人〇〇会 障害者支援施設△△荘 → 設置者は〇〇会となる。

添付5号様式

実 習 施 設 一 覧

研 修 課 程 重度訪問介護従事者養成研修統合課程

事業所の所在地 北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7-8  
3Dコート3A号室

【実習教科名： Ⅲ3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習】

承諾書 番 号	施 設 名	郵便 番号	住 所	電 話 番 号	設 置 者 名	実 習 指 導 者		
						氏 名	経験年数	主な資格等
1	ホームケア土屋札幌	062-0933	北海道札幌市豊平区平岸3条8丁目7-3 KYビル2F	050-3138-2312	株式会社土屋	三浦耕太	20	介護福祉士
6	ホームケア土屋白石	003-0012	北海道札幌市白石区中央2条6丁目1-38 SOC白石ビル3F-AB号室	050-3171-8120	株式会社土屋	熊谷真代	19	介護福祉士
7	土屋ケアカレッジ札幌教室	003-0002	北海道札幌市白石区東札幌2条5丁目7-8 3Dコート3階 4階	050-3138-2024	株式会社土屋	加納康行	10	介護福祉士

注1 この様式は、実習教科ごとに作成すること。障害者居宅介護従業者基礎研修課程の実習の場合には、「指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学（居宅介護同行訪問見学）」と「指定生活介護を行う事業所等サービス提供現場見学（指定生活介護見学）」に分けて作成すること。

2 「設置者名」は、施設長名ではないこと。 例 社会福祉法人□□会 障害者支援施設△△荘 → 設置者は□□会となる。